

新型コロナウイルス感染症の影響により下水道事業受益者負担金の支払いが困難な方に対する徴収猶予について

徴収の猶予

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少する等、一時的に受益者負担金の納付が困難となる方を対象に、受益者負担金の徴収を猶予いたします。

1. 対象となる方

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少する等、一時的に受益者負担金の納付が困難になった方
(個人、法人等のすべての受益者が対象)

2. 申請の手続きについて

該当すると思われる方は、申請方法等をお伝えいたしますので、7月17日(金)までにむつ市上下水道局下水道課へお電話ください。

3. 猶予が認められた場合

原則1年間の猶予が認められます。

4. お問い合わせ先

むつ市上下水道局下水道課 施設グループ
TEL : 0175-28-3233